

高田こども家庭相談センター移転整備基本計画策定業務委託 一般競争入札の公告

次のとおり一般競争入札を行うので、公告します。

令和7年10月10日

奈良県知事 山 下 真

第1 入札に付する事項

(1) 委託業務名及び数量

高田こども家庭相談センター移転整備基本計画策定業務委託 一式

(2) 契約期間

契約締結日から令和8年9月30日

(3) 履行場所

奈良県内その他本事業を実施するために県が必要と認める場所

(4) その他

委託業務の詳細については、高田こども家庭相談センター移転整備基本計画策定業務委託仕様書(以下「仕様書」といいます。)によります。

第2 入札方法

- (1) 入札は、書留郵便による入札書の提出により行います(入札情報は、奈良県ホームページ <http://www.pref.nara.jp/70121.htm> から確認できます。)
- (2) その他詳細は、高田こども家庭相談センター移転整備基本計画策定事業業務委託入札説明書(以下「入札説明書」といいます。)によります。

第3 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のすべてに該当する者が、この入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加申込書の提出時点において、奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち、建設コンサルタント「都市計画及び地方計画」部門の資格を有している者又は建築士事務所登録のある者であること。
- (3) 入札参加申込書の提出期限において、奈良県建設工事等請負契約に係る入札停止措置要領及び奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置期間中でないこと。
- (4) 公告の日から過去10年間に国又は地方公共団体等と公共施設等にかかる本委託事業と同規模以上の契約を締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であること。

第4 競争入札参加資格確認審査

この一般競争入札に参加を希望する者は、第3に示す要件を満たしているかの確認を受ける必要があります。第5の2で示す期日までに、競争入札参加資格確認申請を第6の1で示す場所に提出しなければなりません。

第5 入札日程

- 1 入札説明会は実施しません。
- 2 競争入札参加資格確認申請(郵送又は持参): 令和7年10月28日(火)17 時まで

- 3 入札書の提出(書留郵便のみ):令和7年11月14日(金)17時まで
- 4 開札:令和7年11月17日(月)15時30分から
- 5 その他詳細は、入札説明書によります。

第6 問合せ先

- 1 入札手続等に関する問合せ先、契約を担当する部課等の名称及び契約条項を示す場所
〒630-8501 奈良県奈良市登大路町 30 番地
奈良県こども・女性局こども家庭課児童虐待対策係
電話番号:0742-27-8605(直通)
平日:午前8時30分から午後5時15分まで

第7 その他

- 1 入札保証金
入札をしようとする者は、予定価格の100分の10に相当する額以上の入札保証金を入札の際納付しなければなりません。ただし、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第4条第1項ただし書の規定に該当する場合(下記ア又はイに該当する場合は、免除します。
ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した者
イ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者である等契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者
- 2 業務委託料の各会計年度の支払い上限額
債務負担行為に係る契約において、各会計年度における業務委託料の支払いの上限額は、次のとおりとします。
令和7年度 0円
令和8年度 業務委託料の全額
- 3 入札の無効
次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
(1)奈良県契約規則第7条に該当する入札
(2)この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札
(3)競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料等に虚偽の記載をしたものが行った入札
(4)開札の日までの間において入札参加停止又は参入制限を受けた者等、開札時点において第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
(5)書留郵便でない入札
(6)封緘された入札書が初度又は再度の明記の区分なく郵送された入札、又はそれぞれの入札書が1通に封緘されて郵送された入札
- 4 契約の不締結
落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。
(1)落札者の役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含みます。)、支配人及び支店又は営業所(常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。))の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。)が暴力団員(暴力

団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」といいます。)第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。)であるとき。

(2)暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

(3)落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

(4)落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。

(5)(3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(6)この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」といいます。)に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したとき。

(7)この契約に係る下請契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合((6)に該当する場合を除きます。)において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

5 契約の解除

契約締結後、契約者について4の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、4の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

6 その他

(1)契約条項等に関することは、第6の1までお問い合わせください。

(2)その他詳細は、入札説明書及び仕様書によります。